

久米島町消防本部消防隊員用防火装備更新事業条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久米島町（以下「町」という。）が発注する消防隊員用防火装備（以下「本事業」という。）について、透明性及び公平性、競争性を確保するため、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条件付一般競争入札 参加者を公募し、その参加者のうち、一定の条件を満たすものから入札を受ける一般競争入札をいう。
- (2) 参加者 第5条第1項の参加申請書を提出した者をいう。

(事業の概要)

第3条 本事業は下記のとおりとする。

- (1) 事業の名称 久米島町消防本部消防隊員用防火装備更新事業
- (2) 概要 株式会社イマジョー製 消防隊員用防火装備一式の更新に伴う購入
- (3) 仕様等 消防隊員用防火装備仕様書（以下「仕様書」という）参照
- (4) スケジュール

内容	日程
公募開始の公表	令和8年6月8日（月）
質疑の受付締切り	令和8年6月16日（火） 15時まで
質疑の回答予定	令和8年6月17日（水）
入札日	令和8年7月1日（水） 16時
入札結果の公表	令和8年7月1日（水）
仮契約締結予定日	令和8年7月2日（木）

- (5) なお、久米島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、契約は議会の議決を経ることが前提である。

仕様書に関する質問

〒901-3121 沖縄県島尻郡久米島町字嘉手苅970番地

久米島町消防本部 消防総務課 総務班（担当：宇江城 翔）

TEL 098-985-3281

FAX 098-985-3942

メールアドレス：kfd-soumu@town.kumejima.lg.jp

仕様書に関する質問は、質問書（別紙様式）にて下記受付期間内にメールで送付すること。

受付期間は公告の日から令和8年6月16日（火）15時まで

（入札参加資格等）

第4条 参加資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体（以下「事業者」という。）とする。

- （1） 沖縄本島内に本社（本店）又は支店（営業所等）を有し、事業完了後も十分に対応が可能なこと。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。
- （4） 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- （5） 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過していること、又は本委託業務の受注候補者決定日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りにしていないこと。
- （6） 入札の公告の日から入札日までに、久米島町暴力団排除条例（平成23年久米島町条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、又は久米島町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成26年久米島町告示第14号）の規定による指名除外を受けていないこと。
- （7） 暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。
- （8） 入札の公告の日現在において、国税、都道府県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- （9） 仕様書に準拠すること。

（入札参加の申込み）

第5条 入札に参加しようとする者は、条件付一般競争入札参加申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、持参又は郵送により町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- （1） 様式第1号別紙 誓約書
- （2） 様式第2号 入札書
- （3） 数量総括表
- （4） 調達予定調書（任意様式）
※調達予定の物品が確認できるもの（カタログ可）
- （5） 同種・類似業務に関する実績調書（任意様式）
- （6） 法人にあっては、登記事項証明書（履歴事項全部証書）
- （7） 財務諸表（直近の決算報告書：貸借対照表、損益計算書等）
- （8） 申請する日前の直近3年間の県税に関し、滞納がないことを証明する書類（納税証書）

（予定価格の公表）

第6条 入札を行う場合における予定価格については、開札時に事後公表とする。

(入札の方法等)

第7条 入札については、久米島町入札事務処理要綱（平成29年久米島町告示第10号）を準拠し、本要綱に基づき条件付一般競争入札により行うものとする。

2 第5条に規定する関係書類は各種郵送方法を活用し提出を行い、持ち込み、電子メール及びFaxでの提出は認めないものとする。なお、入札書は中身が見えない二重封筒に入れ封をすること。

3 提出期限は令和8年6月30日（火）の17時とする。

4 提出先及びお問い合わせ

〒901-3121 沖縄県久米島町字嘉手苺970番地

久米島町消防本部 消防総務課 総務班（担当：宇江城 翔）

TEL098-985-3281

5 入札の実施については、令和8年7月1日（水）16時に久米島町役場本庁舎において開札を行うものとする。

6 入札回数は、1回とする。

7 入札参加者がいないときは、当該入札を中止する。

(入札の無効)

第8条 入札が久米島町契約規則（平成21年久米島町規則第12号）第27条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

(1) 予定価格を上回る価格をもって入札したとき。

(2) 第5条に規定する必要書類に不備があるとき。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第9条 入札の結果、予定価格の範囲内で最低価格による入札を行ったものを最低価格入札者として決定する。この場合において、最低価格入札者が2者以上の場合は、直ちに、当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、最低価格入札者を決定する。

2 最低価格入札者の決定後、最低価格入札者が第4条に規定する入札参加資格を満たし、かつ、最低価格入札者と契約を締結する事が公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められないかどうかを審査する。

3 最低価格入札者が、前項の規定による審査に合格した場合は当該最低価格入札者を落札者とし、当該審査に合格しなかった場合は当該最低価格入札者を落札者とししない。

4 前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合は、落札者が決定するまで、入札を行った者（最低価格入札者を除き、入札価格が予定価格の範囲内である者に限る。）を入札価格の低い順に順次予定価格の範囲内で最低価格による入札を行ったものとみなし、前3項までの規定を適用する。

(入札結果の公表)

第10条 落札者を決定したときは、速やかに落札者及び落札金額を町ホームページに掲載し公表する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、本調達事業の契約締結日限り、その効力を失う。